三　［略］

四　基地局と通信を行う個々の陸上移動局又は携帯基地局と通信を行う個々の携帯局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

五　周波数インターリーブを行う場合にあつては、分割数（周波数インターリーブを行わない場合であつてチャネル間隔が五MHzのときに使用するサブキャリアの総数を周波数インターリーブの対象となるサブキャリアの総数で除して得た商に相当する数をいう。以下この条において同じ。）が二から九までであること。

2　前項の基地局又は携帯基地局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一　略］

二　送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

イ　周波数インターリーブを行う場合にあつては、次の表の上欄に掲げる分割数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

分割数	空中線電力
二	一〇ワット
三	六・六六ワット
四	五ワット
五	四ワット
六	三・三三ワット
七	二・八五ワット
八	二・五ワット
九	二・二二ワット

ロ　イに規定する場合以外の場合にあつては、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

チャネル間隔	空中線電力
五五五kHz	二・二二ワット
六二五kHz	二・五ワット
七一四kHz	二・八五ワット

二　［同上］

三　基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

［新設］

2　前項の基地局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一　同上］

二　送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下であること。

［新設］